

液体窒素納入要領

液体窒素の納入については、物品供給契約書によるほか、この要領に定めるところによる。
なお、本校の液化窒素貯槽の内容積は、9,700Lで縦型円筒形である。

1. 規格は、純度99.99%以上とする。
2. 運搬に際し、本校が指定する場所においてタンクローリー車を停車させ、本校担当者立会いの上、充填すること。
3. 充填に当たっては、メーカーの発行する品質分析表を提出し本校担当者の確認を得た上で実施すること。
4. 数量検査は、貯槽の液面計により行うものとする。
5. 納入場所は、別紙図面のとおりとす。
6. 請負者は、液体窒素を運搬、充填する際には、学生及び教職員等の安全を確保するものとする。
7. 本調達物品を納入するに当たっては、高圧ガス保安法及び一般高圧ガス保安規則を熟知し、遺漏のないよう取り扱うものとする。
8. 不明な点については、発注者の指示によるものとする。

図面 3 (配置図)

